

受理官庁 I R	知的所有権センター (イラン・イスラム共和国)	附属書 C I R
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	イラン・イスラム共和国	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>1, 2</sup>	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。 <sup>3</sup>	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA), 欧州特許庁, 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) 又はインド特許庁	
管轄国際予備審査機関	中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) <sup>4</sup> , 欧州特許庁 <sup>4</sup> , 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) 又はインド特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：イラン・リアル (IRR)	
送付手数料	自然人は IRR 50,000 法人は IRR 500,000	
国際出願手数料 <sup>5</sup>	1,330 スイス・フランに相当する IRR の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>5</sup>	15 スイス・フランに相当する IRR の額	
減額 (手数料表第4項に基づく)：		
電子出願 (文字コード形式による願書)	200 スイス・フランに相当する IRR の額 <sup>3</sup>	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	300 スイス・フランに相当する IRR の額 <sup>3</sup>	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である (2009年5月14日付公示 (P C T公報) 79頁参照)。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2016年4月21日付公示 (P C T公報) 81頁以降参照。
- 4 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。
- 5 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (I B) 参照)。

I R	知的所有権センター (イラン・イスラム共和国) (続き)	I R
受理官庁に支払うべき手数料 (続き)	通貨：イラン・リアル (IRR)	
調査手数料	出願人が選択した国際調査機関に支払われるべき調査手数料に相当する IRR の額：附属書D (CN), (EP), (IN) 又は (RU) 参照	
優先権書類の手数料	受理官庁に確認されたい	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	受理官庁に確認されたい	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がイラン・イスラム共和国に居住している場合 要，出願人がイラン・イスラム共和国の非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対して手続する資格を有する代理人 <sup>6</sup>	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	

<sup>6</sup> 登録代理人のリストは受理官庁から入手することができる。